

## 町名別 除雪ステーション

- 除雪第1ステーション**  
塩谷 2丁目10番  
(建設事業室構内)  
☎2789、FAX2859
- 除雪第2ステーション**  
花園 5丁目10番  
(教育委員会駐車場内)  
☎7057、FAX7056
- 除雪第3ステーション**  
新光 1丁目19番  
(あかしや公園内)  
☎2902、FAX2909
- 除雪第4ステーション**  
桂岡 5番  
(あけぼの公園内)  
☎5368、FAX5367
- 除雪第5ステーション**  
手宮 2丁目5番  
(手宮公園内)  
☎5670、FAX5675
- 除雪第6ステーション**  
築港 10番  
(市所有地内)  
☎5403、FAX5404
- 除雪第7ステーション**  
桜 4丁目1番  
(桜丘の上公園内)  
☎1046、FAX1048

町名	ステーション
相生町	第6
赤岩 1～3丁目	第5
旭町	第6
朝里 1～4丁目	第3
朝里川温泉 1～3丁目	第3
有幌町	第6
石山町	第5
稲穂 1丁目 1～10番	第6
稲穂 1丁目 11～12番	第2
稲穂 2～4丁目	第6
稲穂 5丁目	第5
入船 1丁目	第6
入船 2～5丁目	第2
色内 1～2、3丁目 1、11～12番	第6
色内 3丁目 2～10番	第5
梅ヶ枝町	第5
奥沢 1～5丁目	第2
忍路 1～3丁目	第1
オタモイ 1～4丁目	第1
勝納町	第6
桂岡町	第4
幸 1～4丁目	第1
塚町	第6
桜 1～5丁目	第7
潮見台 1丁目 1～7、10、19～23番	第2
潮見台 1丁目 8～9、11番の一部	第2
潮見台 2～3丁目	第2
潮見台 1丁目 12～18番	第7
潮見台 1丁目 8～9、11番の一部	第7
塩谷 1～4丁目	第1
東雲町	第6
清水町	第5
祝津 1～4丁目	第5
新光 1～5丁目、新光町	第3
新富町	第6
末広町	第5
住ノ江 1丁目	第6
住ノ江 2丁目	第2
住吉町	第6
銭函 1～3丁目	第4
高島 1～5丁目	第5

町名	ステーション
ち 築港	第6
て 手宮 1～3丁目	第5
天狗山 1～2丁目	第2
天神 1～4丁目	第2
と 富岡 1丁目 1～5、13番	第2
富岡 1丁目 6～12、14～33番	第6
富岡 2丁目	第6
豊川町	第5
長橋 1丁目 1～20番	第6
長橋 1丁目 21～27番	第1
な 長橋 2丁目	第5
長橋 3丁目 1～7番、8番の一部	第1
長橋 3丁目 8番の一部、9～24番	第5
長橋 4～5丁目	第1
に 錦町	第5
の 信香町	第6
花園 1、3丁目	第6
花園 2、4～5丁目	第2
は 張碓町	第4
春香町	第4
ふ 船浜町	第7
望洋台 1、2丁目 1～29番、3～4丁目	第3
ほ 望洋台 2丁目 30～32番	第7
星野町	第4
ま 真栄 1～2丁目	第2
松ヶ枝 1～2丁目	第2
み 緑 1丁目 1～4、7～8、17、20番	第2
緑 1丁目 5～6、9～16、18～31番	第6
緑 2丁目 1～7番	第2
緑 2丁目 8～39番、3～5丁目	第6
港町 1、4～9番	第6
見晴町	第4
も 最上 1丁目 1～5、12～19、26～35番	第2
最上 1丁目 6～11、20～25、36～37番	第6
最上 2丁目 1～3番	第6
最上 2丁目 4～26番	第2
桃内 1～3丁目	第1
や 山田町	第6
ら 蘭島 1～3丁目	第1
わ 若竹町	第7
若松 1～2丁目	第6

※同一住所でも除雪ステーションが異なる場合があります。

# 雪の季節を迎えて

この冬の雪対策についてのお知らせ



今年もいよいよ冬本番を迎えました。市では、市民の皆さんや観光客の皆さんが冬を快適に過ごすことができるよう、この冬の雪対策についてお知らせします。

## 11月の除雪体制

市では、早期の降雪や凍結路面に対応するため、昨年度よりも15日早い11月1日に除雪対策本部を設置し、車道や歩道の除排雪、滑り止め材散布等の作業を一括して管理する地域総合除雪を実施していきます。

### 【1】除雪ステーション

今年度も市内を七つの地域に分けて、除排雪作業等に対する窓口(除雪ステーション)を設置し、市民の皆さんからの問い合わせなどに対応します(各除雪ステーションは3ページ上段を参照)。

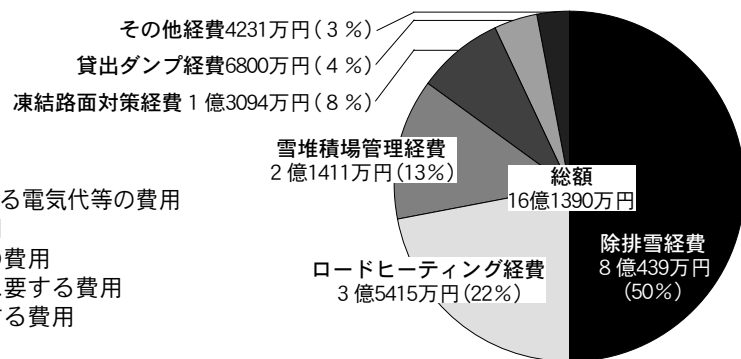
### 【2】除雪費の予算

令和元年度の予算は16億1390万円を計上しています。安全で円滑な交通を確保することで、冬期間の市民生活や経済活動を支えていきます(3ページの図を参照)。

### 【3】除排雪の基準

除排雪路線等における除排雪の基準は、路線や降雪量などに分けて設けられています(下の表1を参照)。路線区分で示す場所は市ホームページをご覧ください。

図 令和元年度除雪費予算



- 除排雪経費：除排雪作業に要する費用  
ロードヒーティング経費：ロードヒーティング稼働に係る電気代等の費用  
雪堆積場管理経費：雪堆積場の管理に要する費用  
凍結路面对策経費：砂散布等に係る材料・作業の費用  
貸出ダンプ経費：ダンプトラックの借り上げに要する費用  
その他経費：除雪車両の点検修理等に要する費用

表2 早めに除排雪を実施する箇所

	平成30年度	令和元年度
主要交差点等	90カ所	96カ所
主要な通学路	小学校3学期の始業式前までに実施	左記と同様に実施
観光に配慮した主要路線	2.7km (小樽駅～小樽運河)	4.4km (小樽駅～小樽運河、小樽駅前広場の雪山処理、南小樽駅周辺)

積場を開設し(銭函浄水場と銭函4丁目)、全部で5カ所を一般開放する予定です(4ページを参照)。  
◆お問い合わせは、除雪対策本部事務局(建設部建設事業室維持課) ☎4111内線578、FAX4469へどうぞ。

## 主な見直し

【1】除排雪する主要交差点等を拡大  
バス路線や主要な通学路等の交差点など、早めの除排雪を実施する箇所を拡大するとともに、市民の皆さんだけではなく、観光客の皆さんも快

【2】銭函地区の雪堆積場を新規運用(試行)  
昨年度まで一般開放していた銭函3丁目(民有地)の雪堆積場が使用できなくなったため、銭函地区に新たな雪堆

表1 除排雪の基準

### ①車道除雪計画路線

路線区分	除雪車が出動する主な基準	路線の合計距離
幹線道路(第1種路線)	降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	127km
補助幹線道路(第2種路線)	降雪量15cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	286km
生活道路(第3種路線)	交通障害が発生するとき(通常は圧雪状態)	100km
合計		513km

### ②歩道除雪計画路線

路線区分	除雪車が出動する主な基準	路線の合計距離
歩道除雪A	降雪量10cm以上が見込まれ、作業が必要なとき	85km
歩道除雪B	原則、路線の排雪時に歩行空間を確保	13km
歩道除雪C	原則、路線の排雪時に雪山高を低減	15km
合計		113km

### ③排雪計画路線(参考)

路線区分	除雪車が出動する主な基準	路線の合計距離
排雪路線A	幹線・補助幹線道路(運搬排雪※1)	136km
排雪路線B	補助幹線道路・生活道路(投入排雪※2)	57km
排雪路線C	生活道路(運搬排雪※1)	77km
合計		270km

※1 運搬排雪 道路脇の雪山をダンプトラックを用いて雪堆積場へ運ぶ作業  
※2 投入排雪 道路上の圧雪をタイヤドーザ等を用いて近隣の雪押場へ押し込む作業

## 貸出ダンプ 利用の流れ

町会などが市に登録のある積み込み業者と契約して自主的に行う生活道路の排雪に対し、市が費用を負担してダンプトラック（運転手付き）を派遣します。利用の対象となる道路は、除雪対策本部事務局へお問い合わせください。  
 ◆詳細 除雪対策本部事務局（建設部建設事業室維持課） ☎④4111内線578、FAX④4469

### 1 手続きと注意事項をよく読んで、次の書類をご用意ください

- 申込書
  - 現場見取り図（最新の地図を使用してください）
  - 積み込み業者の見積書の写しまたは契約書の写し（積み込み業者は事前に市に登録している業者から選定してください）
- ※手続きと注意事項・申込書は、除雪対策本部事務局、建設部庶務課または市ホームページから入手できます。  
 ダンプトラック等の転回場所について、下の表のとおり変更となりました。

	平成30年度	令和元年度
転回場の箇所数	1申請で1カ所のみ	申請距離がおおむね200mを超える場合、最大2カ所まで（ただし、200mごとに1カ所）
転回場の必要とする場所	ダンプトラック等の転回場が必要な場合のみ可	道路幅員が8m以内のみ可（道路幅員が8mを超える場合、転回場の申請不可）
転回場の規模	作業に必要な最小限の範囲	1カ所当り100㎡程度まで

### 2 必要書類を提出し、抽選会に出席してください

受付期間と抽選会は、下の表のとおり利用できる期間に応じて2回に分かれています。必要書類の準備ができましたら、それぞれの受付期間中に建設部庶務課（花園2丁目12-1市役所別館5階）へお持ちください（電話での申し込みや実施日の仮予約は受け付けておりません）。また、抽選会当日に実施日を決定しますので、実施日を決定できる方（町会等の代表者、担当者、ダンプトラック業者等）は、実施希望日を第3希望までご用意の上、必ず出席してください。

	受付期間・受付時間（土・日曜日、祝日を除く）	抽選日時・場所	利用できる期間
1回目	令和元年12月2日（月）～令和元年12月16日（月） 午前9時から午後5時20分まで	令和2年1月7日（火）の午後2時 消防庁舎6階	令和2年1月13日（例）～3月13日（金）
2回目	令和元年12月2日（月）～令和2年1月31日（金） 午前9時から午後5時20分まで	令和2年2月13日（土）の午後2時 消防庁舎6階	令和2年2月20日（例）～3月13日（金）

### 3 ダンプトラック（運転手付き）を派遣します

作業実施前に小樽警察署に道路使用許可を申請し、道路使用許可証の写しを除雪対策本部事務局に提出してください。詳しくは積み込み業者へご相談ください。また、作業中は必ず交通整理員を現場に配置してください。積み込み業者へ積み込みにかかる費用を支払い後、令和2年4月30日（例）までに「領収書の写し」を提出してください。

## 除排雪Q & A

市民の皆さんから多く寄せられる疑問についてお答えします。

**Q** 除雪した後、家の前に雪を置いていくのはなぜですか？

**A** 市の除雪作業は、限られた除雪機械で、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間の前までの短時間で完了させなければならないことから、道路脇に雪を寄せる「かき分け除雪」を実施しています。このため、これに伴い発生する「置き雪」は、沿道の各ご家庭で処理していただくようお願いしています。なお、市民税所得割が非課税の方などを対象とした「置き雪除雪」については、本誌11月号をご覧ください。

**Q** 雪が降ったのに除雪しないのはなぜですか？

**A** 明け方に降雪があり、通勤・通学時間までに除雪作業を終えられないときや、初冬期や春先など、日中の気温上昇によりすぐに解ける見込みがあるときは除雪を行わない場合があります。

**Q** 雪が降っていないのに除雪をすることがあるのはなぜですか？

**A** 除雪作業を見合わせた日の翌日や、車両の走行に支障となると判断したときは除雪作業を行う場合があります。

**Q** 幹線道路は除排雪するのに、生活道路で除排雪しない路線があるのはなぜですか？

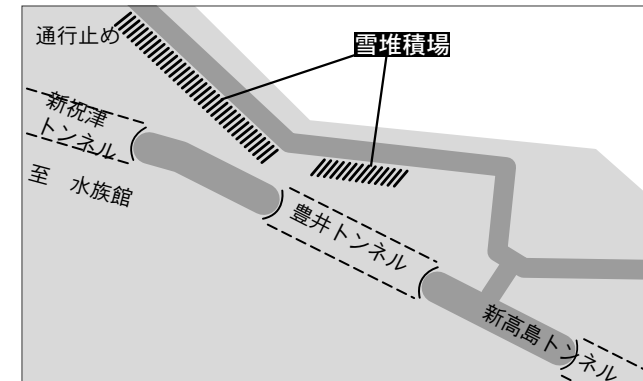
**A** 幹線道路は、円滑な交通を確保するために、適宜、除雪する必要があるほか、一定の道路幅員があることから、継続して除雪することができます。一方、道路幅員が狭い生活路線は、除雪した雪を道路脇に置くことができないため、除排雪できない路線があります。融雪期に道路がザクザクになるなどの交通障害が発生したときは、できる限り除排雪するよう努めていきます。

なお、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際は、市が無償でダンプトラックを派遣する「貸出ダンプ制度」を利用することができます。詳しくは、上段の「貸出ダンプ利用の流れ」をご覧ください。

## 雪堆積場を 開放します

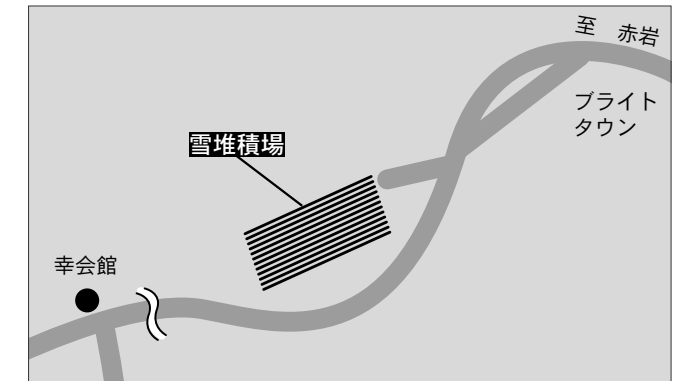
※12月31日と1月1日はお休みです。  
 ※開設期間・開設時間を必ず守ってご利用ください。  
 ※雪を搬入する際は、雪の中に空き缶など異物が入らないようにしてください。  
 ※状況により閉鎖となる場合があります。事前にお問い合わせください。

### ① 祝津豊井浜



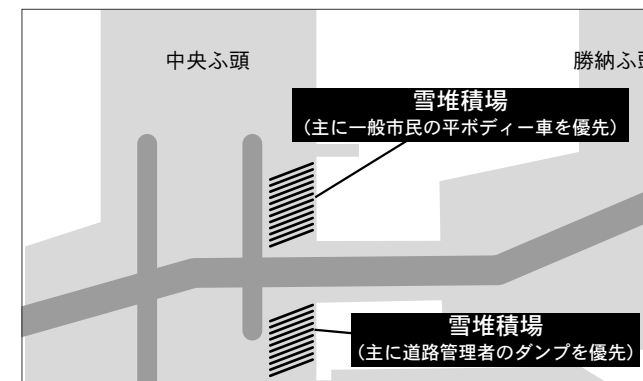
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬（予定）
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第5ステーション ☎④5670

### ② 幸1丁目



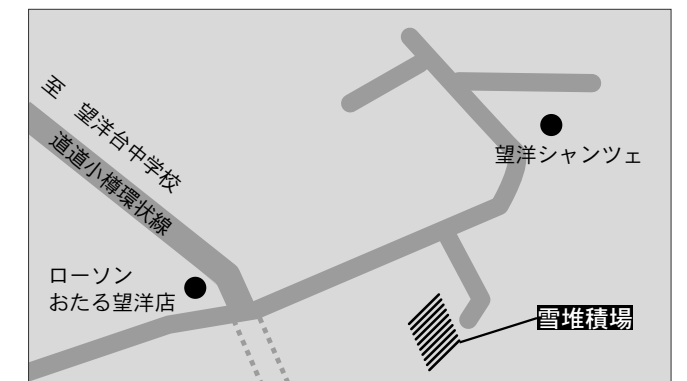
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬（予定）
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 幸1丁目管理員詰め所 ☎④7736

### ③ 中央ふ頭



- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬（予定）
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 中央ふ頭管理員詰め所 ☎④8609

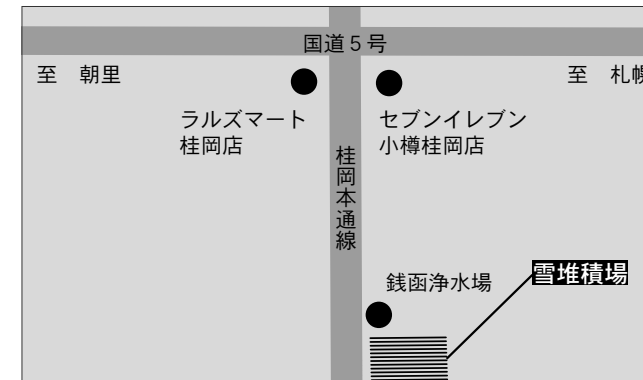
### ④ 望洋シャンツェ



- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬（予定）
- ▶搬入時間 午前7時～午後5時
- ▶問い合わせ先 幸1丁目管理員詰め所 ☎④7736

### ⑤ 銭函地区

#### 銭函浄水場



- ▶搬入期間 12月中旬～1月下旬（予定）
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第4ステーション ☎④5368

#### 銭函4丁目



- ▶搬入期間 2月上旬～3月中旬（予定）
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第4ステーション ☎④5368